

世界の法学者並びに法律実務家に対する訴え

広島と長崎に原爆が投下されて以来十二年が経過した。今日、原水爆の破壊力は表現できない程である。試験の目的のために行われているその実験は人類の生存に恐しい害を及ぼし、医学上、科学上の見解は、この実験が肉体に及ぼす害悪は根絶できないものであるという点において一致している。

この三回原水爆禁止及び軍縮に関する世界大会に参加したわれわれ法学者並びに法律実務家は、これらの大量殺りくの武器に反対している世界の世論は、原水爆兵器の全面的廃止と非合法化を即時可能ならしめるまで強力に主張されなければならぬと確信している。

最近のでき事は世界を通じて法律家が当面しなければならぬ事態の深刻さを明らかにした。もしわれわれが、われわれの職業

の尊貴な理想に誠実であるなら、われわれは法の精神と文言に従つて行動しなければならぬ。

弁護士会、法学会と全ての個々の法律家は、もしなんらかの意義をもとりとするならば、法は不可避的に人類への奉仕と平和のために用いられなければならないと考えるべきである。

平和の為の闘いは法を守るための闘いでもある。戦争と核兵器の意味する破壊のおそれがある限り、われわれは満足に休息することはできない。

それ故に、人間性と全人類に対するわれわれの義務を深く自覚するわれわれ法学者並びに法律実務家は、われわれ良識ある団体の人々が法によつて、又それを通じてこれら核兵器が廃止され、次の世代の人達が戦争の惨禍から救われるまで、核兵器反対の撲滅運動を続けて行く事を願うものである。

われわれはこの仕事をおしすすめるにあたり、われわれ法律家

も亦かつて諸国家間の倫理的準則として国際法を作り出すの
につかつて力あつた理想を共にしたという事実によつてこ舞されて
いる。

われわれは今、彼等の著作や行動により戦争をより人道的なも
のとした偉大な法律家達の精神にいのりをさしける。そして核戦
争に関する現在の状況下において、われわれは全ての法学者並び
に法律実務家に戦争の最終的廃止を可能にするよう国際法をかき
あらためることを訴えるものである。

われわれの主張の正当性は又歴史の法廷で立証されるであらう。